

解体業の（ 許可 ・ 更新 ）の申請書類一覧（R3.3.1現在）

申請書	□様式第五
① 解体業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図	<input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 立面図 <input type="checkbox"/> 断面図 <input type="checkbox"/> 構造図 <input type="checkbox"/> 設計計算書 <input type="checkbox"/> 付近の見取図 <input type="checkbox"/> 添付様式1(1)[事業所全体平面図] <input type="checkbox"/> 添付様式1(2)[事業所付近図] <input type="checkbox"/> 添付様式1(3)[解体業に係る作業フロー] <input type="checkbox"/> 添付様式2(1)[事業所以外の使用済自動車等の積替え保管場所平面図] <input type="checkbox"/> 添付様式2(2)[事業所以外の使用済自動車等の積替え保管場所付近図] <input type="checkbox"/> 添付様式4[解体業の用に供する施設の概要] <input type="checkbox"/> 添付様式5[保管施設の措置概要] <input type="checkbox"/> 添付様式6[燃料採取場所の措置概要・解体作業場における措置概要] <input type="checkbox"/> 添付様式7[分離部品保管施設・解体作業場の平面図・立面図] <input type="checkbox"/> 添付様式8[油水分離装置・ためます等の平面図・断面図] ※下線の書類については、当該事項を記載した標準作業書を添付している場合は、その記載を省略できます。
② 申請者が解体業の用に供する施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類	<input type="checkbox"/> 土地の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 建物の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 添付様式3[土地・建物等使用承諾書] <input type="checkbox"/> 賃貸借契約書等の写し
3 事業計画書 4 収支見積書	<input type="checkbox"/> 添付様式9(1)、9(2)[事業計画書及び収支見積書(様式1)] <input type="checkbox"/> 添付様式10(1)、10(2)、10(3)、10(4)[事業計画書及び収支見積書(様式2)]
5 申請者が個人である場合においては、住民票の写し及び法第62条第1項第2号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類	<input type="checkbox"/> 本籍(又は国籍)の記載のある住民票の写し <input type="checkbox"/> 登記されていないことの証明書 <input type="checkbox"/> 医師の診断書
6 申請者が法人である場合においては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書	<input type="checkbox"/> 定款又は寄附行為の謄本 <input type="checkbox"/> 法人の登記事項証明書(履歴が確認できるもの)
7 申請者が法人である場合においては、その役員の住民票の写し及び法第62条第1項第2号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類	<input type="checkbox"/> 本籍(又は国籍)の記載のある住民票の写し <input type="checkbox"/> 登記されていないことの証明書 <input type="checkbox"/> 医師の診断書
8 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額を記載した書類並びにこれらの者の住民票の写し及び法第62条第1項第2号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類(これらの者が法人である場合には、登記事項証明書)	<input type="checkbox"/> 本籍(又は国籍)の記載のある住民票の写し <input type="checkbox"/> 登記されていないことの証明書 <input type="checkbox"/> 医師の診断書 <input type="checkbox"/> 法人の登記事項証明書

9 申請者に令第5条に規定する使用人がある場合においては、その者の住民票の写し及び法第62条第1項第2号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類	<input type="checkbox"/> 本籍(又は国籍)の記載のある住民票の写し <input type="checkbox"/> 登記されていないことの証明書 <input type="checkbox"/> 医師の診断書
10 申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合においては、その法定代理人の住民票の写し及び法第62条第1項第2号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類	<input type="checkbox"/> 本籍(又は国籍)の記載のある住民票の写し <input type="checkbox"/> 登記されていないことの証明書 <input type="checkbox"/> 医師の診断書
11 申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合においては、次に掲げる書類 イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書 ロ 役員の住民票の写し及び法第62条第1項第2号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類	<input type="checkbox"/> 定款又は寄附行為の謄本 <input type="checkbox"/> 法人の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 本籍(又は国籍)の記載のある住民票の写し <input type="checkbox"/> 登記されていないことの証明書 <input type="checkbox"/> 医師の診断書
12 申請者が法第62条第1項第2号イからヌまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面	<input type="checkbox"/> 添付様式11[誓約書]
13 標準作業書を常備し、従事者に周知していること	<input type="checkbox"/> 標準作業書 <input type="checkbox"/> 添付様式12[申立書]

(注1) 許可の更新申請の場合は、その内容に変更がない場合に限り、①②の添付を省略することができます。

(注2) 「令第5条に規定する使用人」とは、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものをいいます。

- 一 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)
- 二 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業又は破砕業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

(注3) 登記事項証明書等、証明書についてはコピーの提出が可能ですが、その場合は、原本(3か月以内のものに限る。)照合を行いますので、申請の際は必ず原本を持参してください。